

交第10号議案

平成25年度横浜市自動車事業会計資本剰余金の処分

平成25年度横浜市自動車事業会計のうち、補助金等をもって取得した資産（取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の廃棄等により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金 230,000,000 円を上限として補填する。

平成26年2月14日提出

横浜市長 林 文子

提 案 理 由

平成25年度横浜市自動車事業会計資本剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第3項の規定により提案する。

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第32条 （第1項及び第2項省略）

3 每事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

（第4項省略）